

本栖湖漁業協同組合内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、本栖湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた、内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・うなぎ・おいかわ・ひめます・にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において竿釣の漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載し、これを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期 間
ひめます	竿釣（ただし、釣竿は1人2本以内とする。）	全域	3月25日から4月25日まで及び10月25日から11月25日までの期間で組合が公示する期間とする。
こい うなぎ おいかわ にじます		全域	1月1日から12月31日まで

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、ウ欄の尾数を超えて採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 尾数
ひめます	全域	30尾以内
にじます	全域	15尾以内

4 ひめます湖岸回遊の時期により、5月1日から6月30日まで、湖全域を「えさ釣り」を禁止とする。ただし、ルアー・フライ釣りは除く。

5 竿釣を岸から行う場合には、カゴ釣り（撒き餌を用いた投げ竿による浮き釣り）をしてはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（南都留郡富士河口湖町本栖127番地）又は組合の指定する別表の場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）	
			前売り	現場売り
ひめます	竿釣	1日	3,150円	3,150円
こい うなぎ おいかわ にじます	竿釣	1年	8,400円	8,400円
		1日	800円	1,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小学生以下	無料
中学生	1/2
肢体不自由者	1/2

3 次の表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年当たりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久497番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料（消費税込）
本栖湖全域	ひめますを除く こい うなぎ おいかわ にじます	竿釣	25,000円

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次の表に掲げる遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

魚種	期間	遊漁承認証の様式
ひめます	1日	様式1－（1）
こい うなぎ	1年	様式1－（2）
おいかわ にじます	1日	様式1－（3）

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、様式1－（4）の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式2による漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

別表

第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

住 所	名 前	備考
南都留郡富士河口湖町本栖	本栖湖観光案内所	
南巨摩郡身延町中之倉	浩庵	

なお、この表に定めるもののほか、「本栖湖漁業協同組合遊漁承認証販売所」の幟旗「黄色地に黒字」の立つところも納付場所とする。

様式 1 - (1)

表

裏

No. _____	
遊漁承認書 ひめます日釣券	
日釣遊漁承認証	
令和 年 月 日 (日付のないものは無効です)	
漁具漁法……竿釣のみ	
区域……本栖湖	
遊漁料……	
本栖湖漁業協同組合 (印)	
取扱者	

注意事項

様式 1 - (2)

表

裏

No. _____	
写 真	
本栖湖漁業協同組合 組合長 (印)	氏 名 住所
年 令 歳	有効期間
殿	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
	釣 遊 漁 承 認 証
	本栖湖全域
	遊漁料

注意事項

様式1-(3)

表

裏

No. _____

○遊漁の際は本証を外部から見易い
個所へ着けて下さい。

日釣遊漁承認証

魚 種 ひめますを除く全魚種
漁具漁法 竿釣 (一人2本以内)

遊漁料
遊漁区域 本栖湖全域

承認日
年 月 日

【当日限り】
本栖湖漁業協同組合 ⑩

取
扱
者

注意事項

様式1-(4)

No. _____

5 4 3 2 1

遊漁料 遊漁区域 漁具・漁法 魚種 承認期間

注意事項

氏名	住所	年度	魚種	写真
----	----	----	----	----

山梨県漁業協同組合連合会 ⑩

歳

様式2

漁場監視員証

第 号

住所 氏名 歳

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで有効

本栖湖漁業協同組合
組合長 ⑩

写真